

返戻金制度について

弊社が求人者に紹介した候補者が、求人者に採用された日から起算して以下に定める期間に当人の自己都合により退職した場合または明らかな当人の責により解雇された場合は、弊社は求人者から受領した当該候補者についての紹介手数料の一部を求人者に返金します。

なお、その場合は、求人者は退職日から2週間以内にその事実を証明する書類（退職届、離職証明書および社内人事通知書、メール等の写し）を弊社へ提出いただきます。

- ・ 入社後1ヶ月未満に退職した場合、紹介手数料の80%
- ・ 入社後3ヶ月未満に退職した場合、紹介手数料の50%

株式会社ドリームキャッチャー